

議案第 104 号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 6 月 17 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成 14 年さいたま市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（附則第 14 項から第 25 項までにおいて「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第 13 項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第 13 項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第 21 条の規定の適用については、同条中「総所得金額（）」とあるのは、「総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとし、）」とする。</p> <p>10～13 [略]</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主等が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～8 [略]</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（附則第 14 項から第 24 項までにおいて「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第 13 項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 65 歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第 13 項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第 21 条の規定の適用については、同条中「総所得金額（）」とあるのは、「総所得金額（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定により計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとし、）」とする。</p> <p>10～13 [略]</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>14 世帯主等が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得</p>

を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 前項の規定は、世帯主等が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

16 [略]

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主等が法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用を受ける場合における附則第25項の規定の適用については、同項中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額（法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

- 18 世帯主等が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における附則第16項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第1

を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 前項の規定は、世帯主等が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

16 [略]

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主等が法附則第35条の2の6第15項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6第15項の規

<p>5項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p> <p>19 [略]</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>21 [略]</p> <p>22 [略]</p> <p>23 [略]</p> <p>24 [略]</p> <p>25 [略]</p>	<p>定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p> <p>18 [略]</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 世帯主等が法附則第35条の4第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>20 [略]</p> <p>21 [略]</p> <p>22 [略]</p> <p>23 [略]</p> <p>24 [略]</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、附則第14項及び第15項の改正は同年4月1日から、附則第19項の改正(「、譲渡所得」を加える部分に限る。)は平成23年1月1日から施行する。

### (経過措置)

- この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例附則第14項、第15項及び第17項の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例附則第20項の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。